

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-53(政策14-施策④))

政策名	男女共同参画社会の形成の促進					
施策名	女性に対する暴力の根絶に向けた取組					
施策の概要	配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するものである。女性に対する暴力は潜在化しやすく、女性を男性に比べて従属的な地位に追い込む社会的問題であることから、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権の尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発や教育の充実、被害者支援の取組を充実する。					
達成すべき目標	女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の根絶を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	61	122	161	143
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	61	122	161	
執行額(百万円)	52	89	120			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1 市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	基準値	実績値					目標値	達成
		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	
		21か所	-	49か所	65か所	74か所	89か所	100か所	未達成
	年度ごとの目標値		-	53か所	69か所	84か所	100か所		
	2 「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発研修」の募集定員に対する参加者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	
		82%	-	82%	41%	93%	99.2%	80%	達成
	年度ごとの目標値		-	-	-	70%	80%		
	3 「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発研修」におけるアンケートの肯定的な割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	
		62%	-	62%	90%	100%	99.5%	95%	達成
	年度ごとの目標値		-	-	-	92%	95%		
	4 「性犯罪被害者支援体制整備促進事業」研修の募集定員に対する参加者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	
		87%	-	87%	110%	87%	100%	90%	達成
	年度ごとの目標値		-	-	-	90%	90%		
	5 「性犯罪被害者支援体制整備促進事業」研修におけるアンケートの肯定的な割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	
		86%	-	86%	88.5%	98.8%	97.8%	90%	達成
	年度ごとの目標値		-	-	-	90%	90%		
	6 「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業(相談員向け)」の募集定員に対する参加者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	
		90%	-	90%	86%	88%	87%	90%	未達成
	年度ごとの目標値		-	-	-	88%	90%		
	7 「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業(相談員向け)」におけるアンケートの肯定的な割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	
		93.8%	-	93.8%	95.1%	88%	93%	93.8%	未達成
	年度ごとの目標値		-	-	-	90%	93.8%		

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標2～5については、目標を達成することができた。 測定指標1、6、7については、目標未達成となったものの、達成率はおおむね目標に近い数字であり、今後相当な期間を要せずに目標達成可能と判断した。 したがって、7つの指標のうち4つについて目標を達成できたこと、他3つの指標については今後相当な期間を要せずに目標達成可能であることから、相当程度進展ありと判断した。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>(有効性、効率性)</p> <p>女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権尊重や女性に対する暴力の根絶を推進するために、暴力を生まないための予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会風土の醸成や暴力被害者に対する支援の取組が重要であるところ、測定指標1～7はいずれも主要なものとなっている。</p> <p>支援センターは、被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす施設であり、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第3条第2項においても、市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が支援センターとしての機能を果たすよう努めるものとされている。特に被害者に最も身近な行政主体である市町村は、地域における生活支援に関する制度の施策の多くを担っていることから、支援センター機能を生かして関係部局が連携することで、一つの施設内で相談から自立支援の各段階における各種手続等が行えるなど、被害者の負担軽減につながっている。未設置の市町村に対する必要な支援としては、同センターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣(平成27年度は2回実施。参加者計25名)や既に設置した地方公共団体の先進的な事例及び好事例を収集し報告書を取りまとめ配布することが、設置促進に効果的であると考え。平成21年度の設置数が21か所であったものが、6年間で68か所も増加しており、今年度の達成率も89%という概ね目標に近い実績である。</p> <p>若年層が、将来において、女性に対する暴力の加害者、被害者となることを防止する観点からの予防啓発として、若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ行政機関や教育機関の職員等に対する研修を3回実施し、258人が参加した。研修後、「各講義が今後の事業に生かせるか」「各講義のテーマが伝わったか」という質問に対して、約9割が肯定的な回答を示しており、また、1月以内に職場で研修内容を共有した参加者も約9割に上るなど、若年層への予防啓発の重要性に対する認識の向上につながっている。本研修参加後には、研修内容を活用し、内閣府が作成した教材を使用したりするなどして、研修参加者が指導者として若年層に対する予防啓発授業を行うなど、予防啓発活動の実施につながっている例もあることから、啓発活動の普及に寄与しており、予防啓発の促進に有効的である。</p> <p>性犯罪被害者が安心して相談することができる体制を整備するために、性犯罪被害者支援を担当する地方公共団体の行政職員に対し、支援のために必要な体制整備に係る知識を学ぶ研修、実際に支援を行う支援員に対し、支援に必要な技術を習得するための研修を実施した。参加者は昨年度の157人を大幅に上回る180人に上り、年々増加していることからわかるように、本研修のニーズは高い。行政職員、支援員それぞれに必要な内容の講義等を行うことで、まだ相談体制が整備されていない地方公共団体への整備の促進や、配偶者暴力被害者支援に比べ性犯罪被害者の支援に係る、専門的な知識が十分ではない支援員等の質の向上に寄与している。</p> <p>官民の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象としたワークショップは、地域における関係者の連携事例や先進的な取組の共有・意見交換等を通じ、被害者支援への質の向上、関係機関との連携強化につながっており、平成27年度は191人が参加した。</p> <p>測定指標に関する施策のほか「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間を定め、ポスター・リーフレットを作成し、地方公共団体や関係機関に配布することや、地下鉄駅構内へのポスター掲示を行うことで、広く国民一般への周知を行った。運動の初日には、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、東京タワーをライトアップし、暴力根絶の呼びかけ等を行っているが、地方公共団体においてもライトアップ等の運動の取組を行うように積極的に促すことにより、ライトアップを実施する自治体も増えた。このように、関係機関と協力し、広報啓発活動を行うことは、女性に対する暴力根絶を国民に訴える有効な機会であった。</p> <p>(課題等)</p> <p>支援センターは、地方公共団体において、それぞれの状況を踏まえつつ設置されるものであるが、設置が進まない要因として地方公共団体の理解不足が考えられることから、設置のための参考となる事例等を掲載した報告書の見直しや、アドバイザー派遣の対象の拡大、設置に向けた庁内外の関係部署・機関との協議における留意点等を研修において共有するなど、地方公共団体の理解を進め、設置を促進するための取組について今後改めて検討することが必要である。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>女性に対する暴力根絶の広報啓発活動において、国民により認識してもらえ活動を実施し、研修事業の内容の充実、支援体制の強化や支援センターの設置促進を図ることにより、引き続き、女性の人権尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発、被害者支援の取組の充実等、女性に対する暴力の根絶を推進する。</p> <p>各研修内容に関する測定指標3、5、7については、おおむね目標を達成できたこと、例年高い満足度を維持していることから、各研修が非常に意義のあるものとなっていることが伺える。今後学びたいテーマとして参加者が聴取した内容を踏まえ、さらなる充実を目指す。</p> <p>目標達成できなかった測定指標の1については、地方公共団体の職員が集まる機会等を通じて、支援センターの設置を直接呼びかけたり、センター設置を検討している市町村には、アドバイザーを派遣するなど、設置促進のための取組を行い、目標の達成を目指す。</p> <p>測定指標6については、相談員の業務の性質上、突然の予定変更により研修直前に参加ができなくなる者が一定程度発生しうることを踏まえた上で、より多くの参加者を確保するため、積極的な声かけ等工夫し、目標の達成を目指す。</p> <p>測定指標7については、アンケート結果等を参考に研修員のニーズを精査することで、より充実した研修内容になるよう工夫し、目標の達成を目指す。</p> <p>【測定指標】</p> <p>総合評価方式に移行するにあたり、4次計画において重点的に監視・評価すべきと定めた「政策領域目標」を指標とする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各研修におけるアンケート
---------------------------	--------------

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	暴力対策推進室長 馬場 純郎	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	---------	--------	-------------------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-54(政策14-施策⑤))

政策名	男女共同参画社会の形成の促進					
施策名	女性の参画の拡大に向けた取組					
施策の概要	男女共同参画社会の形成に当たっては、女性の政策・方針決定への参画が促進されることが重要である。女性の参画の拡大に向け、企業の女性の活躍促進状況の情報開示に向けた取組や、女性の参画状況についての調査・情報提供を行う。					
達成すべき目標	「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との政府目標の達成に向けて、女性の参画の拡大に向けた取組を進め、管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合を、2020年30%に向けて着実に進展している状態となることを目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	13	27	33	49
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	9	27	33	-
執行額(百万円)	9	32	29	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日) 「2020年には、あらゆる分野で指導的地位の3割以上が女性となる社会を目指し、女性役員などの情報の開示、育児休業中の職業訓練支援など、女性登用に積極的な企業を応援してまいります」					

		基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	
測定指標	1 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において「女性の活躍状況(女性役員の有無や人数等)」を開示する上場企業の割合	17.4%(9月末時点)	-	-	17.4%(9月末時点)	20.1%(9月末時点)	13.8%(8月末時点) (なお、平成27年3月31日より、有価証券報告書における役員の女性比率の記載が新たに義務化された。)	50%	達成
	年度ごとの目標値		-	-	-	40%	50%		
	測定指標である「『コーポレート・ガバナンスに関する報告書』における『女性の活躍状況(女性役員の有無や人数等)』の開示割合が、平成27年度には、前年度より低下し、目標値(50%)を下回ったが、平成27年3月31日より役員の女性比率の記載が新たに法的に義務付けられたことから、実質的に達成したとみなすことができる。								
測定指標	2 国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合	2.20%	前年度2.4%に対し、2.5%となり0.1%の改善	前年度2.5%に対し、2.6%となり0.1%の改善	前年度2.6%に対し、2.7%となり0.1%の改善	前年度2.7%に対し、3.3%となり0.6%の改善(改善率の上昇)	前年度3.3%に対し、3.5%となり0.2%の改善	第3次男女共同参画基本計画における成果目標値:5%程度達成に向かって着実に進展している状態となること	達成
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	第3次男女共同参画基本計画における成果目標値:5%程度達成に向かって着実に進展している状態となること		
	測定指標である「『コーポレート・ガバナンスに関する報告書』における『女性の活躍状況(女性役員の有無や人数等)』の開示割合が、平成27年度には、前年度より低下し、目標値(50%)を下回ったが、平成27年3月31日より役員の女性比率の記載が新たに法的に義務付けられたことから、実質的に達成したとみなすことができる。								

	基準値	実績値					目標値	達成
		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度
3 民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	6.50%	前年度6.2%に対し、7.2%となり1%の改善	前年度7.2%に対し、6.9%となり0.3%の減少	前年度6.9%に対し、7.5%となり0.6%の改善	前年度7.5%に対し、8.3%となり0.8%の改善	前年度8.3%に対し、8.7%となり0.4%の改善	第3次男女共同参画基本計画における成果目標値：10%程度達成に向かって着実に進展している状態となること	達成
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	第3次男女共同参画基本計画における成果目標値：10%程度達成に向かって着実に進展している状態	-	-

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	目標達成
	(判断根拠)	<p>社会のあらゆる分野における指導的地位に占める女性の割合の代表的な指標である「1 コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における「女性の活躍状況」の開示割合(平成27年3月31日より有価証券報告書での役員の男女別人数及び女性比率の記載割合)、「2 国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合」、「3 民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合」のいずれも前年度と比べ数値が改善。3つの測定指標全てにおいて目標を達成したため、目標達成と判断した。</p>
施策の分析	(有効性、効率性)	<p>測定指標に掲げられている指標に代表される「指導的地位」に占める女性の参画拡大を実現するため、27年度においては下記の施策を実施した。</p> <p>① 女性の活躍促進に向けた「見える化」推進事業 「女性の活躍状況」の開示については、本目標設定以降、その重要性が認識され平成26年6月の「『日本再興戦略』改訂2014」にも盛り込まれたこともあり、平成27年3月31日より有価証券報告書での役員の男女別人数及び女性比率の記載が義務付けられることとなった。測定指標である「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における「女性の活躍状況」の開示割合については、目標値(50%)を達成できていないが、企業情報の開示において最も核となる有価証券報告書において、平成27年度より開示が義務化されたことで、目標値については実質的に達成したとみなすことができる。</p> <p>② 政策・方針決定過程への女性の参画に資する情報提供 「女性の政策・方針決定過程参画状況調べ」及び「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」調査を実施し、国・地方公共団体等のあらゆる分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況を取りまとめるとともに、地方の女性参画状況について「見える化」し、公表するなどの取組を行うことにより、基本計画に基づく取組と相まって、各団体、各府省における女性登用が促進され、成長戦略のFUで代表的な指標として挙げている「2 国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合」と「3 民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合」は、それぞれ、「2」は第3次男女共同参画基本計画における成果目標値である5%程度に向かって、また、「3」は同成果目標である10%程度に向かって着実に進展している状態となった。</p> <p>上記事業により、女性の活躍推進は資本市場や労働市場でポジティブに評価されうるといった期待感の高まり、地域における女性活躍促進に向けた取組の活性化など、社会全体での女性の活躍促進に向けた機運が高まったことが、目標の達成に向けた進展に寄与したものと考えられる。</p>
	(課題等)	<p>国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合・民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合は上昇。引き続き、第4次男女共同参画基本計画における目標の達成に向け、将来指導的地位に成長していく人材の層を厚くするための取組を進めていく必要がある。</p>
評価結果		

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 女性活躍促進に向けた社会全体の機運の高まりの流れを、安定したものとさらに具体的な参画拡大に結び付けるべく、引き続き見える化の推進を図るため、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における女性の活躍の情報開示については、HP等を通じて記載事例の周知に努めてきたところであるが、平成27年より有価証券報告書に役員の男女別人数及び女性比率の記載が義務付けられたほか、27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、役員に占める女性の割合については民間事業主が公表する情報の一つとして位置づけられるなど、測定指標である「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」以外に新たな企業における「女性の活躍状況」を開示する枠組みが整ったことから、今後、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における女性の活躍の情報開示を測定指標とすることは考えていない。 引き続き、「女性の政策・方針決定過程参画状況調べ」及び「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」調査について各分野における女性の参画状況等について取りまとめて公表するほか、民間企業等での女性役員の登用を支援するべく、当面社内での人材確保が困難であるとする企業の声を受けて内閣府HP内に開設した「はばたく女性人材バンク」の広報周知を図ることで民間企業における女性役員等への登用を促すなどの取組を進めていく。 また、平成28年4月に全面施行となった国・地方公共団体、大企業といった各事業主に、女性の採用・登用の状況等を自ら把握・分析すること、また、数値目標の設定を含めた行動計画を策定し、公表すること等を求める「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の着実な施行により、積極的な女性採用・登用のための取組や将来指導的地位に登用される女性の候補者の層を厚くするための取組を進めていく。加えて、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等を推進する企業のインセンティブとして、同法第20条及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり推進本部決定）に基づき、各府省や独立行政法人等が総合評価落札方式又は企画競争による調達を行う際において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を推進する。さらに、同法で努力義務とされている地方公共団体においても、国の取組に準じ、地域の実情に応じた取組が進められるように働きかけを行うほか、民間企業等における各種調達においても、同様の働きかけを行っていく。</p> <p>【測定指標】 総合評価方式に移行するにあたり、第4次男女共同参画基本計画において重点的に監視・評価すべきと定めた「政策領域目標」を指標とする。</p>
---------------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>有識者も入った男女共同参画会議・専門調査会における議論を踏まえて、政策の企画・立案等を行ってきた。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定） http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/index.html ○「女性の施策・方針決定参画状況調べ」（内閣府・平成27年12月） http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sankakujokyo/2015/index.html ○女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定） http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi.html ○「女性国家公務委員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」（人事院・内閣官房内閣人事局・平成27年12月） http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/151201_followup.pdf ○地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成27年12月） http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/suishinjokyo/suishin-index.html ○資本市場における女性の活躍状況の「見える化」と女性活躍情報を中心とした非財務情報の投資における活用状況に関する調査報告書（平成28年3月） ○コーポレート・ガバナンスに関する報告書における「女性の活躍」状況に関する記載について（平成28年3月） http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/company/27mierukachosa.html（両調査）</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>男女共同参画局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>推進課長 大隈 由加里 調査課長 出口 恭子</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年8月</p>
--------------	----------------	---------------	--	-----------------	----------------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-56(政策14-施策⑦))

政策名	男女共同参画社会の形成の促進					
施策名	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業					
施策の概要	被災地においては、長引く避難生活や生活不安などの影響によるストレスの高まりなどから、女性が様々な不安・悩みを抱えることや、女性に対する暴力が懸念される。このため、相談者の気持ちに寄り添いながら話を聞き、相談者が抱える不安や悩みを整理し、必要に応じて支援の窓口を紹介することにより、相談者を必要な相談・支援につなげることを目的に、地方公共団体と協力して女性の悩み・暴力相談窓口を開設し、電話相談や面接相談等を行い、被災地において女性が安心して利用できる相談サービスを提供する。					
達成すべき目標	女性の人権尊重や女性に対する暴力の根絶を推進することに資するため、相談しやすい体制等の整備を図る。また、岩手県・宮城県・福島県における地元行政機関の相談機能の回復を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	92	70	67	50
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	92	70	67	-
執行額(百万円)	69	56	48	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	被災自治体の要望に応じて人材育成研修等を実施した割合	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成
		100%	-	-	100%	100%	100%	100%	
	年度ごとの目標値	-	-	100%	100%	100%	-	-	
	地元行政機関相談機能回復研修の募集定員に対する参加者割合	基準値	実績値					目標値	達成
		27年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
80%		-	-	-	-	58%	80%		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	80%	-		

参考指標	1 臨時相談窓口における相談件数(電話相談)	実績値					/	/
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	1,385件	5,069件	4,480件	1,556件	1,343件	-	-	
	2 臨時相談窓口における相談件数(面接相談)	実績値					/	/
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度				
80件	504件	357件	588件	459件	-	-		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠) 地元NPOの相談員で対応困難な相談案件については、被災自治体からの全ての要望に対し、スーパービジョン(専門性の高い全国からの派遣相談員による個別具体的なアドバイス)を実施したことにより、人材育成研修の実施目標を達成したと判断した。また、地元行政機関相談機能回復研修の募集定員に対する参加者割合が目標未達成であるが、今後、同研修をより早期に計画し、相談員を出席させるための人的配置を調整しやすくするなどして積極的な参加を働きかけることで、参加者が拡大するものと想定されることから、目標達成の見込みがあり、全体として、相当程度進展ありと判断した。

評価結果	施策の分析	<p>(達成手段の有効性、効率性)</p> <p>被災3県に臨時相談窓口(岩手県1か所、宮城県6か所、福島県2か所)を設置し、面接相談、仮設住宅への訪問相談、被災者らが集まって悩み等を話し合うグループ活動の実施、法テラスとの協定によって弁護士等と連携した相談対応を行った。また、県外避難者の多い福島県においては電話相談も実施し、フリーコールでの相談を受け付けた。このように、被災地の実情に沿ったきめ細かい支援を行うことにより、女性が安心して利用できる相談サービスの提供に寄与していると考えられる。</p> <p>平成27年度の相談件数は、1,802件であり、内訳は、電話相談件数が1,343件、面接相談件数が459件(うち、グループ活動実施件数は124件)であった。相談対応は、全国からの派遣相談員と、地元の地理や被災状況を十分に把握している地元相談員とが連携して行い、相談者のニーズに応じたケアを行ったほか、地元相談員で対応困難な相談案件があった場合にはスーパービジョンを実施した。平成27年度中は10回のスーパービジョンを実施し、相談員のスキルアップと、相談対応の充実を図った。</p> <p>東日本大震災により、地元行政機関の窓口相談員自身が被災したこともあり、多数の相談や様々な相談内容に対して、地元行政機関だけでは対応することが困難となったため、本事業については、全国女性団体の協力を得て、地元NPOを相談の受け皿としてきたものであるが、最終的には、本来の実施機関である地元行政機関への移行(自立)を目指している。被災後5年が経ち、地元行政機関の相談窓口の人的配置については概ね問題ないものの、震災前と比べて相談内容がより複雑化・多様化しているため、相談員の対応レベルについては未だ不十分な面も見られる。よって、平成27年度は地元行政機関の相談機能の回復を図るため、地元行政機関等において相談対応に当たる担当者、相談員等を対象とした基礎的な研修を7回実施した。研修を企画した当初は、より多くの地元相談員の参加を期待して参加者割合を設定したものの、開催の告知期間が短かったことや開催場所の交通事情等により、280名の参加者見込みが、実際は162名(57.9%)に留まった。しかしながら、本研修を実施したことによって、本相談事業への理解を深めるとともに、男女共同参画の視点に立った相談対応に当たる際の基礎的知識の習得と、地元行政機関の相談機能の回復に一定程度の効果があったと考えられる。</p> <p>(課題等)</p> <p>本事業終了後、各地元行政機関において、複雑化・多様化している相談内容に適切に対応できるようにするため、研修内容をより充実させるとともに、より多くの相談員が研修を受講できるよう工夫し、相談員のスキルアップに資するための取組を行うことが課題である。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>被災者の心のケアは発災から5年が経過した現在においても重要なものであり、被災地の地元行政機関が自立して相談に対応することができるよう、実効ある相談機能回復研修を開催する。具体的には参加者募集について、告知期間を長く、告知対象を広く設定し、交通の利便性を配慮した会場で開催するとともに、研修内容の充実を図って、相談員のスキルアップを推進する。</p> <p>【測定指標】</p> <p>地元行政機関における相談支援の基盤強化を図るため、引き続き、現在の測定指標を維持し、目標の達成を目指す。さらに的確な相談対応が可能となるよう、相談機能回復研修を継続実施し、研修の募集定員に対する参加者の割合に加え、参加者の満足度を向上させることを目標とした測定指標とする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業 報告書(6月公表) http://www.gender.go.jp/policy/saigai/bo-reports.html
---------------------------	--

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	暴力対策推進室長 馬場 純郎	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	---------	--------	-------------------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-57(政策15-施策①))

政策名	食品の安全性の確保					
施策名	食品健康影響評価技術研究の推進					
施策の概要	食品健康影響評価の推進のため、あらかじめ研究領域を設定し公募を行う競争的研究資金制度の下、リスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等に資する研究を委託方式にて実施する。					
達成すべき目標	信頼性の高い食品健康影響評価の効果的・効率的な実施を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	190	194	194	194
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	190	194	194	194
執行額(百万円)	184	188	194			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第190回通常国会における河野内閣府特命担当大臣所信表明演説(内閣委員会) ・年月日:平成28年2月19日 ・関係部分(抜粋):「食品の安全は、国民の健康を守る上で極めて重要であり、科学的知見に基づき、その確保に全力を尽くします。また、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを強化してまいります。」 					

測定指標	評価基準、ガイドライン、リスク評価書の作成等に研究成果が引用された課題の割合(研究終了後1年時点)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	30年度	未達成
		20%	—	—	27%	25%	29%	30%	
	年度ごとの目標値		—	—	30%	30%	30%		
	国内外の学術誌に掲載された論文数(研究開始後2年時点)(1課題あたり平均)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	30年度	未達成
2.2		—	—	0.2	0.2	1.0	3.3		
年度ごとの目標値		—	—	2.3	2.4	2.5			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p>評価基準等に引用された課題の割合は概ね目標に近い実績を示した。評価基準等に引用された課題の割合、学術誌に掲載された論文数はともに26年度を上回った。</p> <p>また、研究終了後1年時点では、評価基準等に引用されていないものの今後も引用される課題が増加する見込みであり、それにより食品健康影響評価が進展し、最終的な政策目標である「食品の安全性の確保」に貢献する見込みであることから、全体として「相当程度進展あり」と判断した。</p>

評価結果	<p>（有効性、効率性） 平成27年度は、①「香料化合物のリスク評価手法に関する調査研究」（平成26年度）を活用し、香料に関する食品健康影響評価指針案を取りまとめた。②「食品からのアクリルアミド摂取量の統計的推定に関する研究」（平成26年度）、「食事由来アクリルアミドばく露量推定方法の開発と妥当性の検討および大規模コホート研究に基づく発がんリスクとの関連に関する研究」及び「食品由来のアクリルアミド摂取量の推定に関する研究」（平成27～28年度）を活用し、「加熱時に生じるアクリルアミドに関する食品健康影響評価」について、評価書案を取りまとめパブリックコメントを実施した。また、実績値に反映されていないが、平成25年度に終了した研究の実施により、①食品中のヒ素の大部分を占める有機ヒ素の動態を解明し、ヒ素のリスク評価に必要な多くの知見を得、化学物質・汚染物質専門調査会に報告、②食肉等由来寄生虫の汚染実態を調査することにより得られたヒラメに寄生するグダ・セブテンpunkタータに関する疫学的知見を活用して、微生物・ウイルス専門調査会で評価を実施など、成果を着実にリスク評価に活用している。</p> <p>なお、研究終了後1年時点の課題数は7課題で、そのうち引用された課題数は2課題であった。また、研究開始後2年時点の研究課題数は9課題であり、学術誌に掲載された論文は9本であった。（課題等）</p> <p>食品健康影響評価の実施に関する研究の有用性に重点を置き、研究課題の選定、中間評価及び事後評価を実施するとともに、研究成果を着実に食品健康影響評価等に活用できたと考える。</p> <p>食品健康影響評価は通常、評価対象物質の物性、ヒト又は動物における体内への吸収・分布・代謝及び体外排泄に係るデータ、毒性データ並びに海外情報等多くのデータを基に総合的に行われる。そのため、研究成果の食品健康影響評価への活用にあたっては、研究成果の内容に加え、研究成果以外の知見・情報等の収集・解析等を事務局にて行ったうえで、食品安全委員会の専門家による調査会での審議へ進むことになることから、研究成果が活用されるまでの時期には長短が生じる。従って、比較的短期に活用が可能な場合を想定して「研究終了後1年時点での目標値」を定めるものの、活用には長期間を要する可能性があることを念頭に置き、その数値は30%としているところである。</p> <p>論文数については、論文化された後評価に活用される事例も多く、ある程度目安となること、かつ数値化しやすいことから測定指標としている。しかし、論文化されなくても、研究成果が食品健康影響評価や評価基準策定に活用される事例も多く、研究成果の論文化自体は政策目標ではないことから、今後、目標値や測定指標の定め方等について検討していく。また、事業の透明性を確保するため事業実施の各段階において外部有識者によるレビューを行うとともに、研究事業の成果が、より一層評価に活用されるよう、引き続き必要性の高いものを選定する。</p>				
	<p>【施策】 信頼性の高い食品健康影響評価の効果的・効率的な実施を促進するため、引き続き研究事業を推進する。平成27年度は、「研究・調査企画会議の設置等について」（平成22年12月16日食品安全委員会決定、平成27年3月31日改定）に基づき、新たに設置した以下の3部会の委員を選定の上、部会を開催し、事前評価、中間評価及び事後評価を実施するとともに、新たにプログラム評価の具体的な評価方法についても検討した。また、研究費の適正な執行のために、中間評価や実地調査を引き続き適切に実施する。</p> <p>○研究・調査企画会議の各部会の役割 <事前・中間評価部会> 各年度において取り組むべき研究の優先実施課題案の選定、新規応募課題の事前評価、採択課題の中間評価等を実施。 <事後評価部会> 終了した研究課題の事後評価を実施。 <プログラム評価部会> 研究事業総体としての目標の達成度合いや副次的成果等について5年毎に評価を実施。</p> <p>【測定指標】 研究事業がリスク評価等に活用されているかを把握するため、平成26年度に測定指標を変更した。今後ともこれらを測定指標とし、効率的かつ効果的な研究の実施に努める。</p>				
学識経験を有する者の知見の活用	—				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—				
担当部局名	食品安全委員会事務局	作成責任者名	評価第一課長 関野秀人	政策評価実施時期	平成28年8月

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-58(政策15-施策②))

政策名	食品の安全性の確保					
施策名	食品安全の確保に必要な総合的施策の推進					
施策の概要	国民が高い関心を持っている食品の安全に関わる事項等について、厚生労働省、農林水産省等と連携しつつ、ホームページ、パンフレット、季刊誌、各種意見交換会等を通じ、関係者間での情報・意見の共有や交換を行うことにより、食品安全の確保に必要な総合的施策を実施する。					
達成すべき目標	食品安全委員会が行うリスク評価の内容等に関する理解の増進を図り、食品安全に関する関係者相互間におけるリスクコミュニケーションを促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	27	27	27	25
		補正予算(b)	△0	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	27	27	27	-
執行額(百万円)	20	25	24	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第186回通常国会における森内閣府特命担当大臣所信表明演説(内閣委員会) ・年月日:平成26年2月19日 ・関係部分(抜粋):「食品の安全は、国民の健康を守る上で極めて重要であり、科学的知見に基づき、その確保に全力を尽くします。また、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを強化してまいります。」 					

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
①食品健康影響評価の内容等に関する意見交換会等への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合	平成22年度～平成24年度平均	81.2%	80.7%	76.8%	86.0%	87.4%	92.7%	基準値より増
	-	-	-	25年度から27年度の平均値:88.7%		-	-	達成
	年度ごとの目標値	60%以上	60%以上	60%以上	平成25年度から27年度の3年平均で基準値より増		-	達成
	基準値	実績値					目標値	達成
②当該年度に食品安全委員会ホームページのトップページに利用者がアクセスした件数	平成18年度～平成24年度の7中5	592千件	831千件	555千件	592千件	636千件	500千件	基準値より増
	-	-	-	25年度から27年度の平均値:576千件		-	-	未達成
	年度ごとの目標値	-	600千件	600千件	平成25年度から27年度の3年平均で基準値より増		-	未達成
	基準値	実績値					目標値	達成

目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>①「意見交換会参加者の理解が増進した割合」については、目標を大幅に上回ったが、②「トップページへのアクセス件数」については、目標に近い数値であったものの、目標値を下回ったため、全体としては「相当程度進展あり」と評価した。</p>
--------------	---

評価結果	施策の分析	<p>食品安全に関するリスクコミュニケーションは、食品安全に係る関係者間の相互理解の促進を目的として、食品安全基本法(平成15年法律第48号)に基づき、食品安全の確保に関する施策の策定について、関係者が意見を述べる機会の付与や相互間の情報及び意見交換の促進を図るために行われている。ここでの「関係者」にはフードチェーン全体、すなわち生産者、加工業者、流通業者、小売業者、消費者、科学者、行政、自治体などが含まれる。食品安全委員会においては食品健康影響評価などの科学的内容を分かりやすく伝える等のリスクコミュニケーションを通じて、食品安全に係る関係者間の相互理解を促進している。</p> <p>食品健康影響評価の内容等に関する意見交換会に関しては、目標値(平成25年度～平成27年度の3年平均が基準値より増)を達成することができた。これは、意見交換会の開催に当たり、地方公共団体や消費者団体等と連携し、事前の打合せ等により参加対象者の関心事項等のニーズを十分把握して情報提供資料を作成したこと、意見交換会での参加者の反応等を踏まえてより分かりやすい資料となるように毎回見直し・修正を行っていることが有効であったと考える。今後は、「食品に関するリスクコミュニケーションのあり方について(平成27年5月取りまとめ)」を踏まえ、より波及効果の大きい方法の検討を進めながら、リスクコミュニケーション活動を展開させていくことが課題である。なお、平成27年度は意見交換会を40回開催し、のべ約3200名の参加があった。</p> <p>また、食品安全委員会ホームページについては、当委員会が行ったリスク評価の結果、ファクトシート等のリスクに関する各種情報、意見交換会のプレゼンテーション資料やその概要、各種発行物の電子版等、委員会の活動に関する情報等を迅速、かつ、幅広く掲載することが、目標に近い数字の達成に寄与したものと考える。一方で、国民の関心の高い情報をよりタイムリーかつ分かりやすく提供したFacebookの閲覧者数が400千件超(平成27年度)、平成27年5月に開設したブログの閲覧者数が45千件超(平成27年度)となっており、情報提供手段の多様化により、閲覧者が分散したことでホームページに関する目標は達成できなかったと考えているが、SNSを含めた情報発信での合計アクセス数は目標値を上回っている。「食品に関するリスクコミュニケーションのあり方について(平成27年5月取りまとめ)」において、情報へのアクセスの仕方は人それぞれであることから、情報提供の方法は多様化を図るべきこととされており、今後とも、情報を必要とする全ての国民が容易に情報を入力できるよう、引き続き、国民の関心の高い情報の掲載や見やすいホームページ作成に努める。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 食品の安全性の確保に関しては、引き続き意見交換会の実施や、的確な情報発信等に総合的に取り組みつつ、平成27年5月に取りまとめた「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」を踏まえ、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの目的を達成するために必要な方法、より適切かつ効果的な意見交換会のあり方や、より分かりやすく幅広い情報提供に係る手法の検討等を行い、その成果を施策に反映させることで、意見交換会参加者の理解の増進、またホームページへのアクセス増につなげていく。なお、ホームページについては、掲載情報の内容や見やすさ等を随時改善していくことで、利便性やアクセシビリティの更なる向上を図ることとする。</p> <p>【測定指標】 測定指標①については、目標を上回ったことから、目標値を引き上げることとする。具体的には、理解度を毎年度増加させることを目指しつつ、意見交換会のテーマや意見交換会の参加者等により理解度は変動することも考慮し、意見交換会参加者の理解度について、平成28年度から平成30年度までの3年平均で基準値(理解度88.7%(平成25～27年度の3年平均))より増加させることを目標とする。 測定指標②については、目標に近い数字を達成したものの、的確な情報提供を行うため、新たに目標値を定めることとする。具体的には、アクセス件数を毎年度増加させることを目指しつつ、食品の安全に関する大きな事件の有無によりアクセス数は変動することも考慮し、トップページへのアクセス件数について、平成28年度から平成30年度の3年平均で基準値(アクセス件数610千件(平成21年度から平成27年度の7ヶ年中アクセス数の最高・最低を除く5ヶ年平均))を上回ることを目標とする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<input type="checkbox"/> 食品健康影響評価に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査の実施 <input type="checkbox"/> ホームページアクセス状況(システム利用統計)
---------------------------	--

担当部局名	食品安全委員会事務局	作成責任者名	情報・勸告広報課長 岡田 正孝	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	------------	--------	--------------------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-59(政策16-施策①))

政策名	公益法人制度改革等の推進					
施策名	公益法人制度の運営と認定・監督等の実施					
施策の概要	公益法人制度の適正な運営を推進するとともに、制度の理解促進や法人活動情報の発信等を行う。また、公益認定申請等の審査や公益法人に対する適切な監督等を実施する。					
達成すべき目標	公益法人による公益活動を支援するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図ることにより、公益法人の活動の健全な発展を促進し、「民による公益の増進」を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	94	89	96
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	—	94	89	—
執行額(百万円)	—	71	75	—		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)(関係部分抜粋) 「共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、関係府省庁が連携してボランティア参加者の拡大と寄附文化の醸成に向けた取組を推進するとともに、NPOやソーシャルビジネス等の育成等を通じて、活力あふれる共助社会づくりを推進する。」					

測定指標	公益法人への寄附金総額 (※)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	30年度	未達成
		2,157億円	—	—	2,157億円	1,817億円	2,214億円	増加トレンドを確立	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	
	HP「公益法人information」へのアクセス数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
		3,951,674	—	—	5,064,515	3,951,674	3,049,136	対前年度比増	
	年度ごとの目標	—	—	—	対前年度比増	対前年度比増	—	—	
	定期立入検査の実施件数	—	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
16			33	170	606	735	750程度		
—			—	—	650程度	750程度	—		

参考指標	国所管の公益法人数 (括弧内は全公益法人数) ※各年12月1日時点	実績値					—	—
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
		851 (2,273)	1661 (5,700)	2207 (8,628)	2334 (9,300)	2376 (9,401)		

<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>○「HP「公益法人information」へのアクセス数」については、同HPのトップページに対するアクセス数をカウントしている。平成26年度以前には、同HP内の1つの項目を閲覧した後、別の項目を閲覧するためには一度トップページまで戻る必要があったが、平成27年4月に行ったシステム改修により、閲覧している項目からトップページを介さずに直接別の項目を閲覧できるように変更したため、平成27年度以降には閲覧項目の移動によってアクセス数が増えなくなった。このため、単純にアクセス数の比較をすることにより、国民・法人・行政庁への利便の向上を測ることができない。</p> <p>一方で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度比約80%のアクセス数を記録したこと ・同HPを利用した電子申請率は前年度に引き続き99%を超えており、かつ主要な手続に係る電子申請件数は増加していくこと ・上述のシステム改修により、閲覧者の利便性は向上したこと <p>から実質的には概ね目標を達成しているものと考えられる。</p> <p>○「定期立入検査の実施件数」については、立入検査は、公益法人から提出された事業報告等の定期提出書類(多くが毎年6月末までに提出)を精査し、それを基に実施されるため、原則として当該年度の7月以降から1年間をサイクルとして実施される。このため、平成27年度の目標数は、平成27年7月から28年6月までの立入検査の実施期間における目標数である。</p> <p>「立入検査の考え方」(平成21年12月24日(平成26年5月14日一部改訂)内閣府)において「概ね3年を目途に全ての法人に対する立入検査が一巡するスケジュールで実施することとする」とされていることを踏まえ、平成27年度においては、前年度に達成されなかった目標数よりも100程度多い目標を設定した。その結果、目標数は未達成であったものの、昨年度よりも約100件多く、721法人【P】(目標数の約96%)の立入検査を実施することができた。</p> <p>○以上から、今回測定可能な測定指標は目標数に達しなかったものの、施策目標に対して実質的に相当程度の成果が上がっていると考えられるため、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p> <p>(注)「公益法人への寄附金総額」は、寄附金総額を毎年度増加させていくことを目指しつつも、経済情勢等の外部要因による影響も考えられるため、測定期間として5年間を設定し、平成30年度までに増加トレンドを確立することを目標としており、今年度は目標達成に係る判断をしない。</p> <p>※寄附金総額の実績値は、内閣府の「公益法人に関する概況」における数値(それぞれ当該年度の12月1日時点(集計期間は前年度の12月1日から当該年度の11月30日までの1年間))である。</p>
<p>評価結果</p> <p>施策の分析</p>	<p>(有効性、効率性)</p> <p>達成手段として挙げた取組は、公益法人による公益活動を支援するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図ることに寄与するものであり、当該取組により、公益法人の活動の健全な発展を促進し、「民による公益の増進」を推進することができたと考えている。具体的には、</p> <p>○HP「公益法人information」については、項目間の移動を直接行えるようにする、情報を整理しカテゴリ化する等のHP改修を行うことにより、各情報へのアクセスの効率化を図った。同HPを通じた電子申請率は引き続き99%を超えており、主要な手続に係る電子申請件数は増加している。</p> <p>○公益法人への立入検査については、法人自らがガバナンスを見直す契機となり、定期提出書類等の確認のみでは把握できない法人の実態を把握し適切に指導することができるものであり、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保に寄与した。更に、立入検査の際の指摘事項等を取りまとめた「公益認定等委員会だより」に掲載することにより、当該年度において立入検査を実施しなかった法人においても、適正な法人運営を促すことができたと考えている。</p> <p>○公益法人への寄附金総額については、平成25年度から平成26年度にかけて約300億円減少したものの、平成26年度から平成27年度にかけて約400億円増加しており、この3年間では、少なくとも減少トレンドにはなっていないと考える。このことから、法人活動情報の発信や寄附税制の周知・広報といった施策によって、公益法人の活動についての理解が深まり、公益法人に寄附を行う状況が形成されつつあると考えている。</p> <p>(未達成となった原因等)</p> <p>○「HP「公益法人information」へのアクセス数」については、平成27年度に行ったシステム改修により、閲覧している項目からトップページを介さずに直接別の項目を閲覧できるように変更したため、閲覧項目の移動によるアクセス数のカウントがされなくなり、目標が未達成になったと考えられる。</p> <p>しかし、そのような状況においても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度比約80%のアクセス数を記録したこと ・同HPを利用した電子申請率は前年度に引き続き99%を超えていること ・上述のシステム改修により、閲覧者の利便性は向上したこと <p>から、公益法人等による公益活動の支援を図り、施策目標の達成に寄与できたと考えている。</p> <p>○「定期立入検査の実施件数」については、「立入検査の考え方」(平成21年12月24日(平成26年5月14日一部改訂)内閣府)において「概ね3年を目途に全ての法人に対する立入検査が一巡するスケジュールで実施することとする」とされていることを踏まえ、平成26年度よりも高い目標(750法人程度(前年度比100法人程度増))を設定した。</p> <p>この結果、目標数は未達成であったものの、昨年度よりも約100件多く、721法人【P】(目標数の約96%)の立入検査を実施することができた。立入検査にあたっては、公益認定等委員会の求める水準に達するために原則二人一組で、1法人当たり1日間かけて丁寧に法人の実態把握に努めた。更に、立入検査の中で、法人関係者から要請があった場合又は必要があると判断した場合には、新公益法人制度に関する理解を深め、適切な法人運営の実施を支援する観点から、制度の詳細について説明等を行った。これにより、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図り、施策目標の達成に寄与できたと考えている。</p>

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 引き続き、公益法人制度の適正な運営を推進するとともに、制度の理解促進や法人活動情報の発信等を行う。また、公益認定申請等の審査や公益法人に対する適切な監督等を実施する。</p> <p>【測定指標】 ○「公益法人への寄附金総額」については、平成25年度から平成26年度にかけて約300億円減少したものの、平成26年度から平成27年度にかけて約400億円増加しており、大きな変動が見られる。この変動は、経済情勢等の外部要因のほか、寄附1件当たりの金額の多寡による影響が大きいことも要因として考えられる。このため、「公益法人への寄附金総額」は、寄附者数が伸びていても寄附金額は大きく減少する可能性があり、寄附文化の醸成に係る指標として不十分と考える。この点、税額控除に係る税額控除対象法人と認められた公益法人は、小口の寄附金を募りやすくなり、従来より広範な寄附者の開拓に資するものと考えられるため、当該対象法人の増加が寄附文化の醸成に資するものと考えられるが、測定指標の策定に係る検討には時間を要するため、平成27年度については、引き続き「公益法人への寄附金総額」を指標とした。したがって、平成28年度の測定指標については、寄附文化の醸成の効果をより適切に測定するため判定指標を「税額控除対象法人の法人数」とし、引き続き寄附金全体の規模感を測るため参考指標を「公益法人への寄附金総額」とすることとする。 ○「HP「公益法人information」へのアクセス数」については、平成27年度においては、上述のシステム改修により単純にアクセス数の比較をすることが国民・法人・行政庁への利便の向上を測ることに直結しなかったが、このようなシステム改修がない場合においては、利便の向上を測る指標とすることが見込まれるため、引き続き測定指標とする。 ○「定期立入検査の実施件数」については、引き続き測定指標とする。「定期立入検査の実施件数」については、「立入検査の考え方」(平成21年12月24日(平成26年5月14日一部改訂)内閣府)において「概ね3年を目途に全ての法人に対する立入検査が一巡するスケジュールで実施することとする」とされていることを踏まえ、引き続き立入検査を実施することにより、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図る。</p>
----------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>公益認定等総合情報システム(PICTIS)</p>
----------------------------------	------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>公益認定等委員会事務局・大臣官房公益法人行政担当室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務課長・参事官 明渡 将</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年8月</p>
--------------	----------------------------------	---------------	----------------------	-----------------	----------------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-62(政策17-施策③))

政策名	経済社会総合研究の推進					
施策名	人材育成、能力開発					
施策の概要	内閣府及び他省庁職員に対して、計量経済分析等の経済理論の講義や分析手法の技能研修等を実施し、経済分析等の専門知識及び手法を習得させる。					
達成すべき目標	政策担当者の企画立案能力や調査分析能力の向上を図り、より効果的・効率的な経済政策等を実施することに寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	13	13	13	12
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)				
		合計(a+b+c)	13	13	13	
執行額(百万円)	8	9	6			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	研修に対する研修員アンケートの満足度	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成
		84.20%	80.6%	89.0%	92.9%	90.3%	88.2%	87%以上	
	年度ごとの目標値		80%以上	80%以上	80%以上	87%以上	87%以上		
	分析技能の習得・向上を図る研修での達成度	基準値	実績値					目標値	達成
		26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成
		9.1点/10点満点				9.1点	9.5点	9.1点以上/10点満点	
	年度ごとの目標値					9.1点	9.1点		
	語学関連研修での向上度	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成
		83.3%				83.3%	83.3%	83.3%以上	
	年度ごとの目標					83.3%	83.3%		
SNA研修(アジア諸国向け)研修参加者数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成	
	7名		7名以上	7名以上	7名以上	7名以上	7名以上		
年度ごとの目標			7名	7名	7名	7名			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 測定指標1.4については過去の実績を踏まえて目標値を設定しており、その目標値は達成された。 測定指標2.3については平成26年度より集計を開始し、平成26年度の結果を基準に測定し、それぞれ目標値は達成された。
	施策の分析	研修員アンケートの結果や政策担当部局からの要望等を踏まえ、具体的には、一部研修日程を追加し、演習時間の拡充に努める等、研修内容の改善・講師の選定に工夫を図ってきた結果、多くの研修参加者数を得て、その満足度も高いものとなっている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 経済分析等の専門知識及び手法を習得させ、引き続き研修効果の高い研修を実施できるように工夫し、幅広い要望に対応すべく、包括的・網羅的に研修を提供していく。 【測定指標】 26年度より開始した習熟テストについて、今後、継続的に実施し、客観的に研修効果を測り、また研修員の要望等に対しても出来る限り対応し、今後どのように研修を行うのが効果的か検討材料にしたい。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	経済社会総合研究所	作成責任者名	経済研修所総務部長 石井照夫	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-----------	--------	----------------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-63(政策18-施策①))

政策名	迎賓施設の適切な運営				
施策名	迎賓施設の適切な運営				
施策の概要	日本の外交に資するため、迎賓施設において海外の賓客に対し接遇を行うとともに、賓客が満足できる安全・快適な施設の提供など、円滑な接遇を行うための迎賓施設の管理・運営を行う。 また、迎賓施設の役割について、多くの国民の理解を深めるため、迎賓館参観及び前庭公開を行うものとする。				
達成すべき目標	迎賓施設において、海外の賓客に対し接遇を行う等、日本の外交に資するものとする。その迎賓施設の役割について国民の理解を深めるため、迎賓館参観及び前庭公開を行うものとする。				
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度
	当初予算(a)	29	29	31	297
	補正予算(b)	-	-	-	
	繰越し等(c)	-	-	-	
	合計(a+b+c)	29	29	31	
執行額(百万円)	28	35	42		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「迎賓館の運営大綱について」(昭和49年7月9日閣議了解) 「迎賓館の公開予定に関する質問」(昭和49年2月26日衆議院内閣委員会)				

測定指標		基準値	実績値					目標値	達成
		-	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
1. 年間参観者数		-	-	-	-	-	33,000 (上記の他に 試行公開で来館 者数2.8万人※前庭 含めた来 場者数7.6 万人(赤坂 迎賓館))	(検討中)	達成
	年度ごとの目標値		-	-	33,000	33,000	33,000		
		基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
2. 接遇業務に関して、迎賓施設管理についての苦情等の数	25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
	0	-	-	0	0	0	0	達成	
	年度ごとの目標		-	-	0	0	0		
3. 接遇業務に関して、賓客国からの要請(施設管理上)に対応できた割合	25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
	100%	-	-	100%	100%	100%	100%	達成	
	年度ごとの目標		-	-	100%	100%	100%		
4. 赤坂・京都迎賓館参観者及び前庭公開入場者アンケート実施による肯定的評価(「満足」、「ある程度満足」の合計割合)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
	81.9%	85.0%	93.3%	93.5%	95.0%	98.1%	90%以上の維持	達成	
	年度ごとの目標		80%以上	80%以上	80%以上	90%以上の維持	90%以上の維持		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	(判断根拠) 27年度に目標を設定した測定指標4項目について、全て目標値を達成することができた。以上を踏まえ、施策は「目標達成」と判断した。

評価結果	施策の分析	<p>迎賓館の接遇業務は、世界各国から多くの国王、大統領、首相などをお迎えし、賓客が満足できる安全で快適な施設の提供を行う国の迎賓施設として日本外交の一翼を担っている(27年度接遇実績は19件(赤坂10件、京都9件))。</p> <p>一方、非公開施設という特性上、国民が施設の有無や賓客外交の意義を直接理解できる機会が十分でなかったことなどを踏まえ、毎年、迎賓館参観(赤坂・京都)及び前庭公開(赤坂)を実施している(27年度は、赤坂(20,000人)、京都(13,000人)で、それぞれ8月の10日間実施。前庭公開は、11月の3日間実施(17,744人))。</p> <p>これまでの参観状況を見ると、比較的中高年齢層が多い傾向にあることから、若年層の参観拡大を促す取り組み(応募年齢の緩和:高校生以上を26年から中学生以上へ)や要望が多かった事項への対応(1件あたりの申込人数を2人から4人に拡充)などを行ったところであり、多くの世代の国民が迎賓施設の意義・役割を理解することにより、本施策の有効性、効率性は更に高まると考えられる。</p> <p>なお、赤坂迎賓館においては2月5日から18日までの間、28年度の一般公開に向けた試験公開を実施(76,346人)し、本公開に対する事前準備を行ったところ。</p> <p>(測定指標の有効性、効率性)</p> <p>26年度より迎賓館の接遇業務が外国賓客が迎賓施設を常に安全かつ快適に滞在できる施設として提供を行うことから、迎賓施設管理運営に関する賓客国の評価や満足度を測定可能な測定指標として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接遇業務に関して、迎賓施設管理についての苦情等の数 ・接遇業務に関して、賓客国からの要請(施設管理上)に対応できた割合 <p>に移行したところであり、また、28年度から開始される一般公開への参観者数も測定指標に含む予定である。</p> <p>今後とも、当然の使命であるこれらの指標達成に向け、引き続き、適切な管理・運営に努めることとする。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>外国賓客が満足できる安全で快適な施設の提供を行うことにより、世界各国から日本に対する高い評価を維持するとともに、国の迎賓施設及び賓客外交の重要性について広く国民の理解を得るため、現在の目標を維持するとともに、今年度の試験公開の結果を踏まえ、28年度から接遇等に支障のない範囲内で一般公開を通年で実施する予定としていることから、団体ツアーや外国人観光客を取り込むための方策として、PR広報など観光業界への働きかけつつ、迎賓施設の適切な管理運営を行う。</p> <p>なお、行政事業レビュー公開プロセスにおいて、今後の課題として、「迎賓館は新たに観光資源として位置付けられ、参観は賓客接遇という本来業務とは期間を区分けして対応することとなる。本件の参観経費についてはまだ過渡期ではあるが、従来の限定した公開時の対応や契約形態等にとらわれることなく、通年公開によって増えるコストの抑制について、参観料のレベルも含めて検討していく必要がある。」とのご指摘をいただいたところであり、そのご指摘を踏まえ検討を行う。</p> <p>【測定指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 参観業務(指標1) <p>迎賓施設の役割について、多くの国民及び外国人観光客の理解を深めるため参観者数を目標としているもの。平成28年度は通年一般公開開始に伴い目標値については検討中。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 接遇業務(指標2、3) <p>迎賓館の接遇業務が外国賓客が迎賓施設を常に安全かつ快適に滞在できる施設として提供を行うことから、迎賓施設管理運営に関する賓客国の評価や満足度を測定可能な測定指標に移行したところであり、27年度は目標数値を達成したところであるが、来年度も当指標を維持し、引き続き、迎賓施設の適切な管理・運営に努めてまいりたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 参観及び前庭公開業務(指標4) <p>26年度より、参観業務に係る達成目標の趣旨は、施設内において安全で快適な事業運営の中で、迎賓施設の役割について国民の理解を深めていただくためであることから、統合移行し、指標4のみとしている。今年度においても、目標数値である90%以上の維持を達成できたところであり、今後とも、当指標を維持し、国民に対し迎賓施設の役割について理解を深めてまいりたい。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	迎賓館参観(赤坂、京都)及び前庭公開の満足度:アンケート結果
---------------------------	--------------------------------

担当部局名	迎賓館、大臣官房 企画調整課国際室	作成責任者名	庶務課長 春山 勝	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	----------------------	--------	-----------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-66(政策20-施策②))

政策名	子ども・子育て支援の推進					
施策名	子ども・子育て家庭の生活安定化等の推進					
施策の概要	父母その他保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給する。					
達成すべき目標	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,431,099	1,417,776	1,417,664	1,415,741
		補正予算(b)	30,036	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,461,134	1,417,776	1,417,664	
執行額(百万円)	1,452,408	1,407,695	1,390,203			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	児童の出生に伴い新規認定した者のうち、児童の出生月の翌月分から支給された者の割合	基準値	実績値				目標値	達成
		26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度
		95%		94%	92%	95%	96%	95%以上
	年度ごとの目標値			95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 平成24年度及び平成25年度においては、目標値である95%を達成することができなかったが、平成26年度以降の実績は目標を達成しているため、「目標達成」と判断した。
	施策の分析	(有効性、効率性) 児童手当は請求した月の翌月分から支給するものであり、行政は受給資格者に対して、受給事由が生じた際は速やかに認定請求をしていただけるよう勧奨することが肝要である。目標の達成のため、当室から自治体向けに広報資料の作成及びホームページへの掲載等を行い、また、自治体においては、出生届提出の際に児童手当の申請の案内を行う等により、未申請者の減少を図ることで、平成26年度以降における実績が目標を達成したものと考えられる。 (今後の課題等) 今後も95%の目標を維持し、達成できるよう広報活動及び申請勧奨を進めていく。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 児童手当制度の目的は家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長であるとしており、引き続き施策を推進していく。 【測定指標】 児童手当は請求した月の翌月分から支給するものであり、行政は受給資格者に対して、受給事由が生じた際は速やかに認定請求をしていただけるよう勧奨することが肝要であり、出生による新規請求者が確実に出生月の翌月分から支給されているかを把握することが政策効果を検証するうえで妥当であるため、現行の測定指標に基づき、引き続き目標達成を目指していく。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「児童手当の認定請求に関する事務処理状況調査」 全国20市を対象に、平成27年9月中に出生に伴い新規認定した者のうち、児童の出生月の翌月分から支給された者の割合を児童手当管理室において調査を行ったもの。
---------------------------	--

担当部局名	子ども・子育て本部	作成責任者名	児童手当管理室長 三好 圭	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-----------	--------	------------------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-71(政策23-施策①))

政策名	官民人材交流センターの適切な運営					
施策名	民間人材登用等の推進					
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・早期退職募集制度の施行に伴い、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。 ・官民の人材交流の円滑な実施のための支援として、官民の人材交流に関する情報提供や関連する制度等に関する広報・啓発活動を実施する。 					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・早期退職募集制度の施行に伴い、透明性の高い形で民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。 ・官民の人材交流の円滑な実施のための支援として、民間企業を対象とする説明会及び企業・府省間の意見交換会を実施する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	50	52	67	62
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)		△10	△2	
		合計(a+b+c)	50	42	65	
執行額(百万円)	7	1	18			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国家公務員の雇用と年金の接続について」(平成25年3月26日閣議決定) ・「採用昇任等基本方針」(平成26年6月24日閣議決定) ・「官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針」(平成26年6月24日内閣総理大臣決定) 					

測定指標	1 民間委託による再就職決定率 (再就職者数/支援人数)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	-
		57.1%	-	-	57.1%	74.3%	集計中	基準年度以上	
	年度ごとの目標値		-	-	-	基準年度以上	基準年度以上		
	2 民間企業を対象とする説明会及び企業・府省間の意見交換会	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
26年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成	
6回		-	-	-	6回	7回	6回		
年度ごとの目標		-	-	-	実施	6回			

参考指標	再就職者数及び再就職支援人数		実績値						
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
			-	-	12人/21人	26人/35人	/44人		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(測定指標1) 平成27年度の再就職支援利用者に対する支援が継続中であり、現時点での再就職決定率は未確定ではあるものの、平成25年度と比較して、平成26年度は高い数値を示しており、また、利用者個々の支援についても、順次、支援会社により実施され、再就職も決定してきているところである。</p> <p>(測定指標2) 内閣人事局及び人事院とともに、企業・府省間の意見交換会及び民間企業等を対象とする説明会を目標値を超える年7回実施することができた。</p> <p>これらの測定結果を踏まえ、施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>(有効性、効率性、課題等) (測定指標1) 平成26年度の再就職支援事業と平成27年度の再就職支援事業について、どちらも支援期間は1年間である利用者がほとんどであり、その終期が次年度になることから、それぞれ実質的には平成26-27年度事業、平成27-28年度事業となる。</p> <p>平成26年度の再就職決定率は前年度と比較して高い数値を示しているほか、27年度の利用者についての活動状況や再就職先の決定・内定の報告も随時受けており、成果も上げられている。</p> <p>平成27年度中に実施した再就職支援については、民間の再就職支援会社による再就職先の紹介・マッチング等は計画的に進行しており、全ての利用者に対し、支援拠点や支援コースなどの希望を踏まえた効果的な支援が行われている。今後は制度の一層の周知等にも取り組んでいく必要がある。</p> <p>(測定指標2) 例年説明会を開催している主要都市以外に、これまで説明会等を行っていない地域も考慮の上開催地を検討した。最終的に全7回の説明会を実施し、前年を上回る約240社の企業を対象に制度の周知及び情報提供等を行うことができた。</p>

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 官民人材交流を通じた官民双方における人材の育成・活用並びに年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図るため導入された早期退職募集制度の円滑な実施に寄与するため、引き続き、現在の取組を推進する。</p> <p>【測定指標】 (測定指標1) 本施策は25年度が実施初年度であり、同年度以降、再就職支援利用者数、再就職決定率ともに高まってきているところであるが、委託会社に対し再就職支援の状況確認・指導を徹底するなど、より一層実効性の高いものにしていく必要がある。</p> <p>よって、次年度においても、引き続き、その結果となる再就職の決定に係る指標を設定し実施していくとともに、これまでの本施策の実施状況や問題点等を分析・検討し、今後、必要に応じ改善していくこととする。</p> <p>(測定指標2) 官民人材交流の一層の推進を図るため、引き続き民間企業を対象とする説明会及び企業・府省間の意見交換会を開催することとし、官民人事交流制度等の周知及び理解の深化等を目的とした説明会の効果を図る観点から、アンケートにおいて交流の実施に前向きな回答のあった出席者の割合を指標とする。また、説明会において、より多くの企業に制度の説明や情報提供等ができるよう、経済団体等を通じた説明会の周知・広報活動等にも引き続き取り組んでいくこととし、参加社数を参考指標とするなど検討したい。</p>
---------------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>-</p>
----------------------------------	----------

<p>担当部局名</p>	<p>官民人材交流センター</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務課長 荒木 潤一郎</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年8月</p>
--------------	-------------------	---------------	------------------------	-----------------	----------------